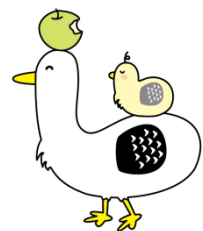


令和6年度 松戸市私立幼稚園 施設等利用給付認定 申請のご案内

《施設型給付を受ける幼稚園を除く》



1. 制度のおおまかな流れについて
2. 認定の種別について
3. 認定の手続きについて
4. 認定変更の手続きについて
5. 給付の方法について



施設等利用給付認定 申請の案内

施設等利用給付認定とは、幼稚園などを利用する際の保育料等の補助を受けるために必要な手続きです。

この認定を受けることにより、「入園料（負担した年度限り）」、「保育料」、「預かり保育料（条件を満たしている方に限る）」に対して、助成（上限額あり）を受けることができます。

この冊子は、私立幼稚園等にご入園される際に必要な認定手続きや、入園後にライフスタイルが変化した際に必要な手続きについてご案内するものです。

1. 制度のおおまかな流れについて

この制度を利用するには**利用希望日以前に申請をして、認定を受ける必要**があります。

1. 認定

ご入園が決まりましたら、認定に必要な書類を幼稚園へご提出ください。

認定種別や必要な書類については **2.認定の種別について**、**3.認定の手続きについて** をご覧ください。

2. 利用

幼稚園で日中の教育時間や預かり保育を利用します。

給付が受けられるのは、**認定日以降の保育料**となります。**認定日より前に利用した保育料については、給付を受けることができません**ので、十分ご注意ください。

認定内容に変更(住所が変わった、仕事を始めて預かり保育を利用したいなど)が生じた場合、変更届をご提出ください。詳細は **4.認定変更の手続きについて** をご覧ください。

3. 給付

① 教育時間の保育料に対する給付について

市から直接在園する幼稚園へお支払いをします(上限額 25,700 円)。保護者は、月額保育料から、給付額を除いた額を幼稚園へお支払いください。

保育料以外の利用者実費額(給食費や冷暖房費、バス利用代など)については別途、幼稚園へお支払いが必要です。

月額保育料が 25,700 円以下の場合、25,700 円に達するまでの額について入園料も補助の対象となります。

② 預かり保育の保育料について

全額を幼稚園へお支払いください。後日、支払いをした預かり保育料に対してご申請をいただき、上限額の範囲で給付します。

申請方法・時期については在園する幼稚園を通じてお知らせします。

給付額の計算方法等については、**5.給付の方法について** をご覧ください。

2. 認定の種別について

認定には、1号認定から3号認定まであります。それぞれ給付の対象となる費用や給付費の上限額は、以下のとおりとなります。

なお、施設等利用給付認定は、保護者が居住している市区町村で認定します。松戸市外に居住している場合は、居住地の市区町村にて認定を受けてください。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
	原則教育時間のみを利用する場合の認定区分。	年少クラスから年長クラスに在籍し、教育時間、預かり保育を利用する場合の認定区分。	満3歳児クラス※3に在籍し、教育時間、預かり保育を利用する場合の認定区分。非課税相当世帯であることが条件。
給付の対象となる費用	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 月額上限 25,700円※1 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ○対象経費 入園料(負担した年度に限る) 教育時間(通常時間)の保育料 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #ffe4c4;"> 月額上限 11,300円※2 (利用日数×450円) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ○対象経費 預かり保育料 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #add8e6; margin-top: 5px;"> 月額上限 25,700円※1 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ○対象経費 入園料(負担した年度に限る) 教育時間(通常時間)の保育料 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #ffe4c4;"> 月額上限 16,300円※2 (利用日数×450円) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ○対象経費 預かり保育料 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #add8e6; margin-top: 5px;"> 月額上限 25,700円※1 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ○対象経費 入園料(負担した年度に限る) 教育時間(通常時間)の保育料 </div>
	認定を受けるための条件	下記の①、②を満たす方 ①松戸市に居住している ②満3歳～年長クラスに通常のカリキュラム及び保育料で在園している園児の保護者である	左記①に加え、下記③、④を満たす方 ③「保育を必要とする要件」に該当する ④年少～年長クラスに通常のカリキュラム及び保育料で在園している園児の保護者である

※1 国立大学付属幼稚園は月額8,700円、国立の特別支援学校の幼稚部は400円となります。

※2 一部幼稚園については認可外保育施設等の併用利用にかかる費用も含まれます。

※3 満3歳児クラスは、満3歳の誕生日の前日から最初の3月31日までの間に通常のカリキュラム及び保育料で幼稚園に在園している園児のことを指しています。

【保育を必要とする要件】

就労	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅外での就労や居宅内で家事以外の労働をすることを常態としていること(1か月あたり実働64時間以上) ・育児休業を取得していること
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がないこと(出産月の前後2ヶ月以内)
保護者の疾病・障がい	保護者が疾病や怪我又は精神もしくは身体に障がいを有していること
同居親族等の介護・看護	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神もしくは身体に障がいを有する同居の親族を常時介護・看護していること
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害に遭い、復旧にあたっていること
求職活動	求職活動をしていること(求職活動開始より3ヶ月以内)
就学	専修学校、職業訓練学校等に昼間通学していること

※その他上記に類する状態の方は、松戸市幼児教育課へ事前にご相談ください。

3. 認定の手続きについて

幼稚園の利用開始の概ね1ヶ月前までに、幼稚園へ提出してください。
提出期限や提出方法については幼稚園の指示に従ってください。

(1) 提出書類

1号認定	2号認定並びに3号認定
① 子育てのための施設等利用給付認定申請書	① 子育てのための施設等利用給付認定申請書 ② 保育を必要とする要件が確認できる書類 ③ 振込を希望する口座が記載された通帳等のコピー ④ 委任状（申請者と振込を希望する口座の名義人が異なる場合） ⑤ 3号認定を申請する方は、非課税相当の世帯である証明書類

<記入上の注意>

- ・消せるボールペン・修正テープは使用できません。
- ・訂正は、二重線で消した後、訂正印（申請者印と同じもの）が必要です。
- ・振込を希望する口座は、申請者名義の口座が原則です。異なる名義人の口座へ振込を希望する場合は「委任状」の添付が必須です。
- ・通帳等のコピーは、下記項目が記載されているか確認をお願いします。
【金融口座名】【支店名】【口座番号】【口座名義人のフリガナ】

〔保育を必要とする要件が確認できる書類（父母ともに必要です）〕

状況	必要添付書類
就労	就労証明書（1か月あたりの就労時間が実働64時間以上） ※自営業の場合、開業届や確定申告書等、就労状況を証明する書類が別途必要です。 ※育児休業については、育児休業の取得期間が記載されている就労証明書が必要です。
妊娠・出産	出産予定届並びに母子手帳の写し（分娩予定日が記載されているページ） ※認定可能期間は、分娩予定月の前後2ヶ月以内です。
保護者の疾病障がい	診断書又は障害者手帳などの写し
同居親族等の介護看護	介護・看護状況申告書並びに介護・看護される方の診断書又は障害者手帳などの写し
災害復旧	罹災証明
求職活動	求職活動申告書 ※認定可能期間は、求職活動開始日より3ヶ月以内に限ります。
就学	合格通知(就学前の場合)・在学証明書・学生証のいずれかと、時間割・スケジュール等就学時間がわかるもの

※ひとり親家庭の世帯については、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)など、ひとり親であることが確認できる書類の提出が必要です。

※その他上記に類する状態の方は、その状況を証する書類が必要になります

〔3号認定について〕

3号認定は、非課税相当の世帯かつ、満3歳児クラスに在籍していることが認定の条件です。

非課税相当の世帯であるかの確認は、4月から8月までの認定は前年度の課税状況で判断し、9月から翌年3月までの認定は当年度の課税状況で判断します。このため、当年度の課税状況で要件を満たさなくなった場合、9月から1号認定への切り替えを行います。なお、前年度の課税状況では対象外であるが、当年度の課税状況が要件を満たす場合、ご申請をいただければ3号認定へ変更することができます。

状況	非課税を証明する書類
令和5年1月1日以前から松戸市に住民登録がある場合	必要なし
令和6年度4月～8月に認定申請する場合で、令和5年1月1日現在の住民登録地が松戸市以外の場合	令和5年1月1日に住民票があった市町村から発行された令和5年度(令和4年分)課税証明書 海外に居住していた場合は、勤務先が発行した令和4年1月から12月分の、収入・所得・社会保険料等の控除額を証明する書類
令和6年度9月～3月に認定申請する場合で、令和6年1月1日現在の住民登録地が松戸市以外の場合	令和6年1月1日に住民票があった市町村から発行された令和6年度(令和5年分)課税証明書 海外に居住していた場合は、勤務先が発行した令和4年1月から12月分の収入・所得・社会保険料等の控除額を証明する書類
未婚の母子(父子)家庭で寡婦による税の控除を受けたと仮定した場合に住民税非課税になる世帯	松戸市みなし寡婦(夫)控除の申請書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
児童福祉法上の里親	現在の状況が確認できる委託書などの証明書類の写し
生活保護を受給している世帯	現在の状況が確認できる生活保護の受給証明書

(2) 現況の確認について

「保育を必要とする要件」の認定を受けた場合、その状況が継続しているかを確認するために、年に1回「現況届」と「保育を必要とする要件が確認できる書類」を提出していただきます。実施時期や提出方法については、幼稚園を通してご案内いたします。

(3) 審査結果や認定の変更・取り消しについて

審査結果については書面で申請者へ通知します。また、認定内容に変更や相違があった場合、市より認定の変更や取り消しを行った旨の通知を送付します。

申請内容に虚偽や、保育を必要とする要件が確認できる書類等に改ざんが認められた場合、遡って認定を取り消し、既に受給した給付費については市に返還していただきます。

※預かり保育について

- ・預かり保育料は、2号もしくは3号認定を受けた方が、幼稚園の預かり保育等を利用した場合に給付の対象となります。
- ・利用条件や利用方法は、直接幼稚園にご確認ください。
- ・預かり保育は園ごとに定員があります。家庭で保育できる日は預かり保育の利用を控えるなど、節度のある利用をお願いします。

4. 認定変更の手続きについて

認定内容に変更があった場合、変更内容に応じた手続きが必要になります。
変更希望日までに、「変更申請書兼変更届」及び必要証明書をご提出ください。

【こんな場合に変更手続きが必要です】

- 住所、連絡先が変わる
- 結婚、離婚等で家族構成が変わる（出産による場合は申請不要）
- 転職、退職、就職など申請時と保育を必要とする要件が変わる
- 産前産後、育時休業を取得する
- 育児休業から復職する
- 退園する
- 給付金振込先（口座）を変更したい（振込時期より3か月前までの申請必須）

※添付する書類については、**3. 認定の手続きについて**をご参照ください。

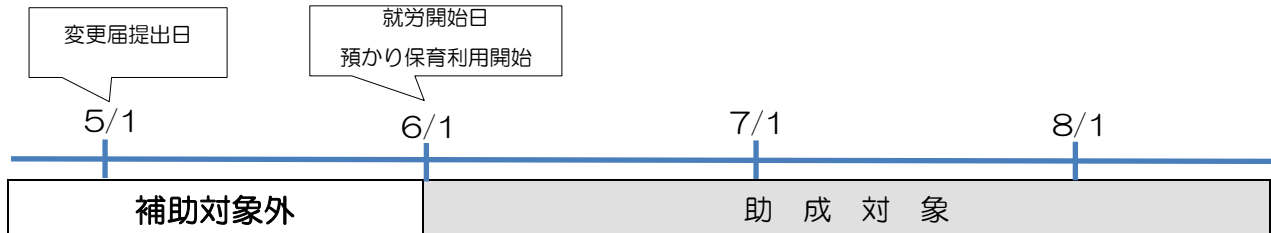
【重要】変更手続きのタイミングについて

施設等利用給付認定は、**遑って認定ができません。**

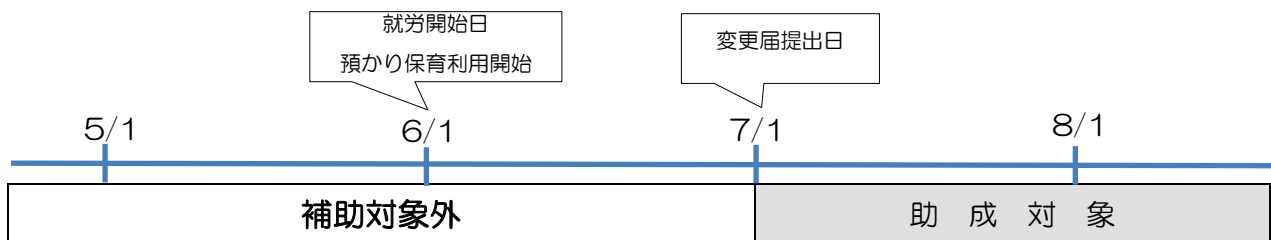
例えば、年度途中で預かり保育を利用するために認定変更をされる場合、**預かり保育を利用される日までに変更届のご提出が無い場合、その期間については補助の対象とはなりません。**

例：保護者が6月1日から就労し、6月1日から預かり保育を利用する場合。
(1号認定から2号認定への変更手続き)

(全期間対象になる例)



(全期間対象にならない例)



(注意事項)

申請は、すべての書類が揃ってからが原則となります。ただし、急激な状況の変化（就労先が決まったが決定後すぐに就労を開始する場合や、保護者等の急な入院により事前に診断書の発行が出来ない等）により必要書類が認定希望日までに用意できない場合は、**事前に松戸市幼児教育課までご相談ください。**

退職や就労時間の減少などにより、**2号認定の要件を満たさなくなった場合**についても1号認定への変更届が必要です。

5. 給付の方法について

「教育時間」と「預かり保育」については給付の方法がそれぞれ異なります。

(1) 教育時間について（月額上限額 25,700 円）

月額保育料のうち、25,700 円までは無償化の対象となり、市から直接在園する幼稚園へお支払いをします(法定代理受領)。月額保育料から 25,700 円を除いた額を幼稚園へお支払いください。ただし、利用者実費負担(給食費や冷暖房費、バス利用代など)については別途、幼稚園へお支払いが必要です。

なお、月額保育料が 25,700 円以下の場合、25,700 円に達するまでの額について入園料についても無償化の対象となります。

例：入園料 60,000 円、保育料 22,000 円の場合

上限額 25,700 円-保育料 22,000 円=3,700 円(入園料の補助に充てられる額)

入園料 60,000 円÷在園月数 12 か月=5,000 円(ひと月あたりに換算した入園料)

3,700 円(入園料に充てられる額) < 5,000 円(ひと月あたりに換算した入園料)なので、

入園料についても月額換算 3,700 円まで補助を受けられる

※入園料の補助は、入園料を支払った年度のみとなります。

(2) 預かり保育（月額上限額 2号：11,300 円、3号：16,300 円）

認定の号数により月額上限額が異なります。支払いをした預かり保育料に対して申請をいただき、上限額の範囲で給付します。給付は指定された口座に振り込みとなります。(償還払い) 受付期間となりましたら、幼稚園を通じてご案内します。

ただし、利用者実費負担(おやつ代等)がある場合は、別途幼稚園へのお支払いが必要です。

【2号認定の場合】：負担した預かり保育料と、利用した日数×450円（11,300 円を超える場合は 11,300 円）を比較し、低い方が給付額となります。

【3号認定の場合】：負担した預かり保育料と、利用した日数×450円（16,300 円を超える場合は 16,300 円）を比較し、低い方が給付額となります。

※月途中での入退園や市外への転出等があった場合は、日数に応じて給付上限額を日割り計算します。
※給付額に 1 円未満の端数がある場合は切捨てとなります。

※幼稚園の開園日数等により、幼稚園以外の施設(認可外保育施設等)を利用した際の預かり保育料が助成対象になる場合があります。詳細は松戸市ホームページをご覧ください。

※幼稚園の預かり保育の実施状況は、年度により異なる場合があります。

松戸市内の幼稚園一覧



【問合せ先】

〒271-8588

松戸市根本387番地の5

松戸市役所子ども部 幼児教育課

TEL 047-701-5126